



牛の暑熱対策について

気象庁によると、今年の夏も平年より気温が高くなると予想されています。牛は暑熱ストレスにより乳量・乳質の低下、受胎率の低下及び繁殖障害等を引き起こし、熱射病によるへい死のリスクも上昇します。夏季の生産性低下を防止するためには、家畜が健康で快適に過ごせる環境づくりが大切です。

暑い夏を乗り切るための対策

【畜舎環境面の対策】

- ☐ 寒冷紗やよしず、遮光ネットによる日除け
- ☐ 屋根・壁・床への断熱材の設置や石灰の吹き付け
- ☐ 換気扇や扇風機での送風
- ☐ 家畜への直接送風・散水

【飼養管理面の対策】

- ☐ 毛刈りの実施
- ☐ 給水器内の水を入れ替える等により、冷たい水が十分に飲めるようにする
- ☐ 涼しい早朝や夜間に飼料給与を行うとともに、給与回数を増やす
- ☐ 良質で消化率の高い飼料を与える
- ☐ 必要に応じ、ビタミンやミネラルを給与し、栄養不足を補う



↑細霧装置による散水



↑屋根への石灰の吹き付け

暑熱対策は畜舎管理面と飼養管理面の複数の対策を組み合わせるとより効果的です。早めの対策を行い、夏を乗り切りましょう！

死亡した家畜の処理は 適正に行いましょう！！

家畜の死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域内へ侵入すること、及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。

家畜の死体は「化製場等に関する法律」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理しなければなりません。

必要な許可を取得していない施設で家畜の死体を堆肥化することは、これらの法律への違反が疑われる行為でもあります。

- 家畜が死亡したら、死亡畜の処理運搬業者に連絡し、適正に処理してください。
- 定期報告書で報告している『埋却地』は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

【化製場等に関する法律】

- 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料等の製造は、化製場以外の施設で行ってはならない。（第2条第1項、第8条）
- 死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で死亡獣畜を解体、埋却または焼却してはならない。（第2条第2項）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- 畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められており、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、同法の定めに従って適正に行わなければならない。（第2条第4項第1号）